

## 熊本港植物防疫検査費用助成金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、熊本港の外貿コンテナ定期航路の利用拡大が見込める植物関係の荷主に対し、熊本港ポートセールス協議会が、コンテナ輸出入に要する経費の一部を助成することにより、熊本港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって熊本県における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に、港湾運送事業者を通じて交付するものとする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 熊本港において当該年度中にコンテナによる輸出入を行い、九州植物防疫検査協会等による検査費用を負担したもの。

### (助成金の額等)

第3条 助成金の額は、検査を受けたコンテナ1本あたり1,800円とする。助成金は予算の範囲内とし、助成金の請求金額の合計が、予算額を超える場合は、按分して交付することとする。

### (交付申請)

第4条 港湾運送事業者（以下「申請者」という。）は、当月の実績分について、翌月15日までに、ただし、4月及び5月実績分については、7月15日までに、熊本港植物防疫検査費用助成金交付申請書（別記第1号様式）を関係書類を添えて、会長に提出するものとする。なお、これらの日が休・祝日の場合は、その前日までとする。

### (交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときはその日から概ね14日以内に申請内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、その旨当該申請者に熊本港植物防疫検査費用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は、熊本港植物防疫検査費用助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

式)により通知する。

(助成金の返還)

第6条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

附 則 この要項は、平成18年4月1日から適用する。  
この要項は、平成22年4月1日から適用する。  
この要項は、平成24年4月1日から適用する。